地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月24日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要 職員室空調のレンタル
- 2 履行場所 都筑区南山田2丁目27番1号 南山田小学校
- 3 契約日令和5年12月27日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年1月17日
- 5 契約金額 352.000 円 (税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市旭区上川井町834-6 株式会社クローバー
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 本校職員室の空調機4台中2台が故障し、冷暖房が機能しない状態となった。 職員室は代替えできない部屋であり、早急に修繕が必要であるが、今年度中に空調機 の修繕は不可のため、仮設の空調を設置する必要がある。
- 8 契約の相手方の選定理由 迅速な対応が可能な業者を選定した。
- 9 所管 教育委員会事務局教育施設課